

安全運転管理者による 運転者の運転前後のアルコールチェックに関するQ&A

令和4年4月1日施行

- ・運転前後の運転者の酒気帯びの有無を『目視』で確認する。
- ・確認内容を記録して、その記録を1年間保管する。

令和4年10月1日施行（**当分の間延期が決定**）

- ・運転前後の運転者の酒気帯びの有無を『アルコール検知器』で確認する。
- ・アルコール検知器を常時有効に保持する。

令和4年9月9日警察庁より、令和4年10月から、検知器による検査を義務化する予定でしたが、アルコール検知器が市場に十分供給されていないことから、当分の間延期することが発表されました。

警察庁では、アルコールの有無を正確に検査するためには、アルコール検知器を使用することが望ましいことから、

- ① **すでに入手されている事業所では検知器を使用した検査を実施する**
- ② **まだ入手できていない場合は、早めに入手して、検知器による検査を実施するようお願いいたします。**と呼びかけています。

いずれ、今後市場の供給状況により、義務化されることとなります。

1 運転前後とは？

必ずしも運転の直前や直後に行く必要はありません。

運転も業務の一つとして、業務開始前や出勤時、業務終了後や退勤時に行っても構いません。

2 目視等での確認とは？

顔色、呼気の臭い、声の調子などで酒気を帯びているか確認することで、「確認は対面が原則」です。

3 対面で確認出来ない場合は？

運転者にアルコール検知器を携帯させして、「スマホやパソコンなどのカメラ、モニターなどで顔色を確認する」又は「電話、無線などで声の調子を確認する」ことと併せて「アルコール検知器の測定結果でアルコールの有無を確認」する方法があります。

4 検査記録をする項目は？

- ①確認した者の氏名（実際に確認した人） ②運転者の氏名
- ③自動車のナンバー又は識別できる記号など ④確認した日時
- ⑤確認の方法 ⑥酒気帯びの有無 ⑦指示事項 ⑧その他必要な事項

※ ⑤確認の方法については、4月1日からは、「対面」又は「対面出来ない場合の具体的な方法」、10月1日からは、「アルコール検知器使用の有無」を追加する。

5 アルコール検知器の性能は？

「国家公安委員会が定めるもの」となりますが、検知器でアルコールの有無やその濃度を「音」、「色」、「数値」などで確認出来るものであれば特段性能上の要件はありません。一般的に販売しているものであれば問題ありません。

6 安全運転管理者以外の者でも可能か？

安全運転管理者が不在の場合や確認が困難な場合は、「副安全運転管理者」や「安全運転管理者の業務を補佐する立場の人」でも確認出来ます。

7 アルコール検知器を常時有効に保持するとは？

正常に作動して故障していない状態で保持（会社に備え付けや出張する方に携帯させる）しておくことで、取扱説明書に基づき、適切な使用、保管、保守、定期的に故障がないか確認することが必要です。

8 他の事業所での確認が可能か？

他の事業所の安全運転管理者の立ち会いの下、アルコール検知器を使用して、電話で報告されたときは酒気帯びの確認を行ったものと出来ます。